

感染症（新型コロナウイルス）の発生

1 未然防止のポイント

(1) 児童の健康観察

- ① 対策期間中、児童は登校前に自宅で検温を行い、異常がない場合は、検温カードを持って登校する。検温カードを忘れた児童は、教室には入らず、教室前で検温して、異常がなければ教室へ入る。
- ② 児童は、発熱や体調不良の場合、家で静養する。(37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合は出席停止の措置)
- ③ 教職員は、日頃から児童の健康観察に努め、風邪症状がある場合、養護教諭・管理職に相談する。

(2) 教職員の健康管理

- ① 教職員は、出勤前に検温を行い、出勤後チェックをつける。(37.5℃以上の発熱等風邪症状がある場合は出勤しない)
- ② 教職員は、校内ではマスク着用、手洗いを徹底する。

(3) 保健指導の充実

- ① 手洗い、咳エチケット、ハンカチの持参を徹底し、できるだけマスクを着用させる。
- ② 三密（密閉・密集・密接）を回避する。

(4) 保健管理の充実

- ① 常に窓を開けて、換気を行う。
- ② 引き戸の取っ手、ドアノブ、机、便座等、共用する部分の消毒を毎日行う。
- ③ 児童が共用する学習具等は、使用後に消毒を行う。

(5) 情報収集・緊急対応時の体制の整備

- ① 全ての保護者・教職員に、本人・家族が濃厚接触者となったことが判明した場合には早急に学校に連絡することを徹底する。
- ② 感染者発生等の情報について、対外的な窓口を一本化する。
- ③ 緊急対応に備えた「感染症対策委員会」を設置する。(校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・養護教諭・保健主事)

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況把握とその対応

- ① 校長は校内の状況を把握し、学校医、教育委員会、保健所等に連絡し、当該児童・教職員の人権に十分配慮して今後の措置に万全を期する。
- ② 当該児童・教職員の学校での行動経路、濃厚接触者等の調査を行う。

(2) 処置、報告等

- ① 学校医・保健所の指導を得て、翌日以降の学校運営上の措置、出席停止、その他の事後措置の計画を立てる。校長は、計画を教育委員会に報告する。
- ② 保健所、教育委員会が行う検査や調査に協力する。
- ③ 情報の共有化を図り、教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。
- ④ 教育委員会や保健所、報道機関の対応に関しては、窓口を一本化する。
- ⑤ 記録者を明確にして発生以降の記録を取り、教育委員会に文書による報告を適時行う。

(3) 児童・保護者への連絡等

- ① 学校医・保健所の指導を経て、児童・保護者へ連絡する。
- ② 個人情報に配慮し、個人のプライバシーが損なわれないようにする。